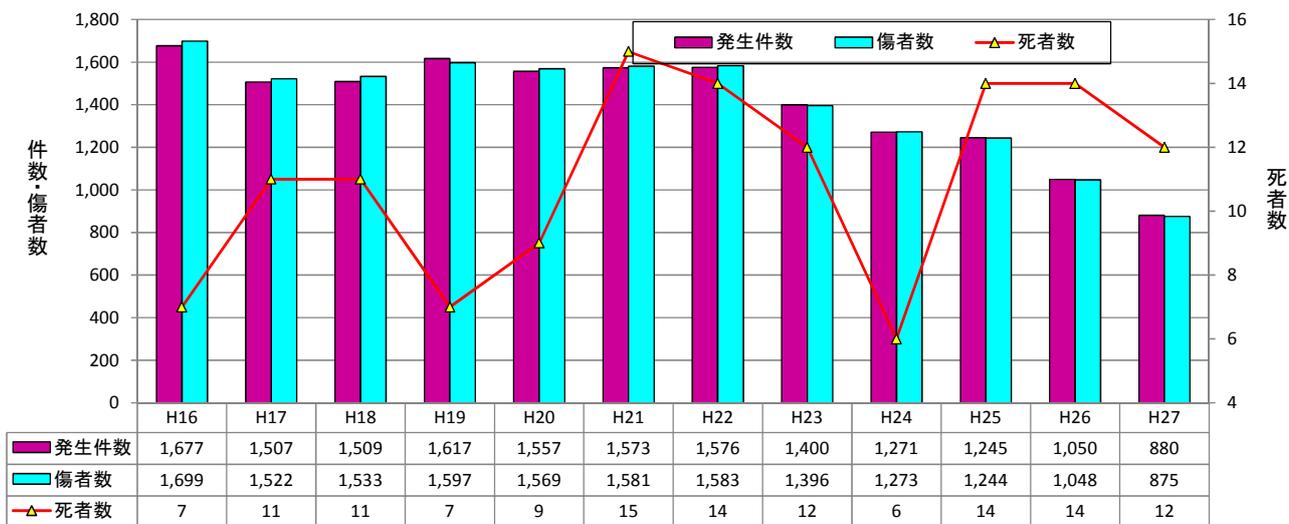


5月は「自転車安全利用月間」です



上のグラフは、過去12年間の自転車事故の発生状況です。

<平成27年の特徴>

○自転車事故で12人が亡くなっていますが、6割を超える8人が65歳以上の高齢者でした。

○傷者では、高齢者(65歳以上)が178人(20.3%)で最も多く、次いで15歳から19歳までの未成年者が173人(19.8%)、15歳未満の子どもが163人(16.8%)を占めていました。

○事故類型別では、出合頭の発生件数が483件(54.9%)で半数を超えています。



★ 自転車安全利用月間

昭和56年5月に「自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律」が施行されたことを記念して制定されたもので、自転車普及協会や全日本交通安全協会等の公益法人が中心となり、内閣府や警察庁等が後援して、自転車に関する様々な行事が行われる。

◎ 月間中に推進する事項

(1) 自転車のルールについての広報啓発

滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例、自転車安全利用五則、自転車の安全利用(交通の方法に関する教則の自転車関連部分)について各種イベントやあらゆる広報媒体を活用して、自転車のルールについての広報啓発に努めてください。

(2) 自転車教室の開催

小学生は自宅周辺で遊んでいるとき、中学・高校生は登下校時、高齢者は自宅の周辺(1km前後)で事故に遭っていることを踏まえた、具体的な指導を行ってください。

毎月一日は、自転車安全利用日



【自転車安全利用五則】

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
- ⑤ 子どもは、ヘルメットを着用